

令和3年度(2021年度) てっだい隊利用状況

番号	日付	業務分類	質問	対応	参考・補足	回答後の結果
1	7月20日	人件費	講演をしてもらう講師に謝金を支払う。同一時間帯に複数の人にかわるがわる話をしてもらうが、謝金対象の時間はどのように考えるといいか。待機していただいている間や質疑応答の間はどうしたらいいか。	原則、実施要項に記載のある時間帯が謝金対象。実施要項の記載方法を工夫することもできるのではないかと。だが、事業(予算)の主管課と相談したほうが良い。	【計算例】 県内のK大学の教授に110分間講演をお願いした場合の謝金 →単価10,000円/時間なので $10,000 \times 110 / 60 = 18,333.33 \dots$ ∴18,333円(端数切捨て)	主管課と相談し、実施要項に記載のある時間で謝金を支払った。
2	9月13日	営繕	複合遊具(すべり台や雲梯等が1つになった遊具)の設置希望があった。5、600万円以上はする。購入方法や予算増申等について県に尋ねたいが、尋ね先が分からない。施設課ではなさそう、特別支援教育課か。	教育活動に関係するため、まず主管課である特別支援教育課に要望(相談)する。その際は、教育上必要である等の必要性を充分記載した文書を準備し、事務長もしくは校長から話してもらう。特別支援教育課から了解を得られた後、施設課に繋ぐことになるだろう。 「必要性を充分記載した文書」の書き方として、「危険を回避するため」や「危機管理上必要」、「その遊具があることによって行う教育活動で得られる効果」など具体的なかつ専門用語を多用せず、誰もが理解しやすく納得してもらえる内容であると、予算をつけてもらいやすいかと思う。	T高校雲梯設置の際、管理調達課から備品購入費と判断を受け、電子入札で公告したところ、調達班から委託料と指摘を受けた事例あり。 まずは、先に回答したように主管課に判断を受けること。(必要性を丁寧に詳しく、分かってもらえるように文書を作成する。危険なことも含め。) 次に、予算が確保できる方向になったら、費目については管理調達課に相談する。 実際設置でき、工作物扱いになれば、公有財産管理システムへの登録など施設課とのやり取りが発生する。	R3.10.8中間報告 近隣校や幼稚部・管理職と話し合った結果、下記どちらかの方法で進めることになった。 <u>(1)単体遊具を複数回に分けて購入し、一式のように見せる(盲学校では、2回に分けて購入している。計約123万円)。今年度は予算の都合上、遊具の購入は断念することになった。</u> <u>(2)複合遊具を設置するために、特別支援課へ予算措置の依頼を行う。今年中に必要な遊具・金額及び設置場所を検討してもらうよう、幼稚部へ依頼している。</u>
3						
4						
5						